

況をまとめた申立書など、複数の書類を正確に揃える必要があります。さらに、病歴や症状の経過を日本年金機構に分かりやすく伝えるためには、制度や審査基準の理解が欠かせないでしょう。

実は半年ほど前、とある方(Aさん)の障害年金の手続きをサポートすることになりました。その際、一度は申請の“ハードルの高さ”を感じたものの、結果的に障害年金を受給できることに！ここで、少しその事例をお話したいと思います。

受給のカギを握る「初診日」——特定までの道のり

Aさんは幼少期から糖尿病を患っており、長きにわたり透析治療を受けてきました。「初診日はお分かりですか？」とお聞きすると、「あまりにも昔のことで覚えていません」という回答。そう！障害年金の申請をするためには「初診日」(障害の原因となった病気やケガで初めて医師の診察を受けた日)の情報が必要になるのです。

- ・「初診日」によって、受給できる年金の種類が決まる
- ・保険料の納付状況は、「初診日」前日を基準に確認する
- ・原則、「初診日」から1年半を過ぎた日が、障害の程度を審査する日になる

※「初診日」は病名が確定した日ではなく、関連する症状で最初に医師の診察を受けた日>が基本の考え方となる。

このように「初診日」は、障害年金の受給のために重要なことだと理解いただけたと思います。Aさんに関しても、再度で自身で情報集めを行うなど、「初診日」を見つけるための努力をしてもらいましたが、なかなか思うようには進みませんでした。

ところがある日、Aさんに改めて話を聞いてみたところ、幼少期に新聞に掲載されたことがある、という事実が判明しました。その記事には、Aさんが小児医療に特化した病院を受診した際に「糖尿病」と診断されたことが記されていたのです。「この記事を使用できるかもしれない！」そう思った私は、さっそく記事に掲載された日を「初診日」として書類の作成を進め、申請を行いました。そして、無事に申請を通すことができたのです。

このことは「どんな情報が『初診日』の特定につながるかは分からない」「ヒアリングを重ねたことで、新たな情報が出てくる場合もある」など、私にとっても大きな学びを得た出来事となりました。

「生活の不安が減り、治療に専念できる」

受給者が語る制度の力

【受給できた方の声】(抜粋)



「生活の不安が減り、治療に専念できるようになりました」(40代女性)

精神疾患で仕事が続けられず経済的に困っていたところ、専門家のサポートで無事に障害年金を受給できました。治療に専念できる環境が整い、有難く思っています。



「障害年金が支給され、家族の負担が減りました」(50代男性)

脳梗塞の後遺症で日常生活に支障が出ていましたが、自分では申請が難しく、諦めかけていました。あるとき「プロに任せたほうがよい」という話を聞き、さっそく依頼。申請までスムーズに進めていただき、家族もホッとしています。



「専門家のサポートでスムーズに申請できました」(30代女性)

申請方法が分からず不安でしたが、必要な書類の準備から申請までしっかりと先生方にサポートしてもらえました。結果として無事に受給が決まり、とても助かっています。

障害年金は、知っているかどうかで将来の安心度が大きく変わる制度です。たとえ今は健康だとしても、病気やケガのリスクは誰にでもあります。本記事により、まずは制度の概要だけでも押さえていただければうれしいです。

また今後、ご自身やご家族、従業員の方が対象者(対象者かもしれない)となった場合は、ぜひ“プロ”を活用してください。弊社でも、手続きをスムーズに進めるためのお手伝い(無料相談、必要書類の案内、医師への診断書依頼のサポート、申請書の作成・提出)を実行し、受給に向けて伴走します。経営を守るためにも、生活を守るためにも、障害年金という制度を使ってゆきましょう。

(特定社会保険労務士 山崎 香織)



山崎氏の事務所 HP は
こちらから
→→



横浜障害年金
社労士事務所
の HP はこちら
から→→



山崎氏が解説！
「障害年金につ
いて」の動画は
こちらから→→

